

ともいき研修に関する Q&A（令和 7 年 6 月 30 日時点版）

■研修全体について

Q 1 どのような経緯で研修を開発することになったのでしょうか。

A 1 全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）において、「地域共生社会を支える人材の養成に関する研修の開発」が明記されたことを踏まえ、令和 5 年度より、有識者の助言を踏まえながら研修の開発を行ってきました。

＜ご参考＞全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）【17 ページ】

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/zensedai_shakaihosho_kochiku/dai10/siryou2-2.pdf

Q 2 研修開催に向けた準備は研修主催者が行うのでしょうか。

A 2 研修の開催案内・申込受付、会場の手配、研修当日の運営等、研修開催に当たって必要な準備は、研修主催者において行っていただくよう、お願いいたします。研修の講師（ファシリテーター）については、Q 7～Q 9 をご参照ください。

Q 3 研修の開催費用に対する助成はあるのでしょうか。

A 3 研修の開催費用は、研修主催者においてご負担いただきますよう、お願いいたします。

■研修の開催方法について

Q 4 1 年間に複数回の研修を開催することは可能でしょうか。

A 4 可能です。研修の開催回数に制限はございません。

Q 5 研修の開催日時は、研修主催者の判断で自由に設定することが可能でしょうか。

A 5 可能です。平日・休日の別、昼間・夜間の別を問いませんので、研修主催者や受講者のご都合に応じて開催日時の設定をお願いいたします。

Q 6 オンライン（Zoom 等）での研修開催は可能でしょうか。

A 6 可能です。ただし、円滑な運営となるよう、研修主催者において入念なご準備をお願いいたします。特に、グループワーク及びロールプレイに当たっては、ブレイクアウトルーム等の設定が必要となるため、事前に接続テストを実施する等、必要なご対応をお願いいたします。

■講師（ファシリテーター）について

Q 7 講師（ファシリテーター）は研修主催者の職員・社員等が務めるのでしょうか。それとも、厚生労働省から派遣・紹介されるのでしょうか。

A 7 講師（ファシリテーター）は、研修主催者の職員・社員等もしくは外部から招いた有識者等に講師用手引書を参照しながら務めていただくことを想定しております。

厚生労働省から講師（ファシリテーター）を派遣・紹介する仕組みは用意しておりませんが、研修開催に当たってのご懸念を軽減する観点から、今後、研修のファシリテーションやグループワーク等の様子を収めた動画、研修開催に向けて必要な準備やファシリテーションの工夫等をまとめた事例集を順次公表する予定です。

Q 8 外部から講師（ファシリテーター）を招いて研修を開催する場合、どのような方が挙げられるでしょうか。

A 8 一例として、社会福祉等の分野で一定の知見のある方が挙げられると考えております。ただし、専門的な知見の有無にかかわらず、講師用手引書を参照することにより、講師（ファシリテーター）を務めることは可能と想定しております。

Q 9 外部から講師（ファシリテーター）を招いて研修を開催する場合、謝金の目安はどの程度でしょうか。

A 9 厚生労働省として講師（ファシリテーター）に対する謝金の目安は定めておりません。謝金支払いの要否を含め、研修主催者の内部規程等に基づき、必要なご対応をお願いいたします。

■研修のアレンジについて

Q10 研修中に視聴するオリジナル動画のみの利用は可能でしょうか。

A10 条件付きで可能です。動画視聴の趣旨は、受講者が“地域で共に生きる”について考えるきっかけとすることです。厚生労働省としましては、単に動画を視聴して終わるのではなく、自らの思いや考えを言葉にして他者と共有し、新たな気づきを得ることが大切であると考えておりますので、動画視聴に加えて、グループワーク等を実施するよう、お願いいたします。

Q11 ロールプレイに対して抵抗感を示す受講者がおられる場合、他のグループのロールプレイを観察する方式に変更することは可能でしょうか。

A11 可能です。ただし、ロールプレイの登場人物のプロフィールやセリフは受講者全員で確認するとともに、ロールプレイ後の個人ワークとグループワークは研修の教材に沿って取り組むよう、お願いいたします。

■記念品の制作について

Q12 研修の記念品（ピンバッジ、クリアファイル等）の制作は可能でしょうか。

A12 可能です。ただし、制作に要する費用は研修主催者においてご負担いただくとともに、記念品の種類やデザインについて、事前にQ13 に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

■お問い合わせ先について

Q13 研修開催に向けた準備やファシリテーションの方法等について質問・相談したい場合、どこに問い合わせをすれば良いでしょうか。

A13 お手数をお掛けいたしますが、下記担当までご連絡ください。

厚生労働省政策統括官（総合政策担当）付政策統括室 政策第五班 鈴木

メールアドレス：seisakugohan*mhlw.go.jp

迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。「*」を「@」に置き換えてください。